## 名古屋市告示第467号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第 5項において準用する同法第50条の2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の2第 4項において準用する同法第50条の2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり再開の届出がありました。

令和 7年 9月22日

名古屋市長 広 沢 一 郎

## 1 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介	護	機	関	名	所 在	地	再開年月
71	咹	7茂	(美)	泊	所 在	ഥ	日
介護	ショ	ップ名	大病	院共	名古屋市昭和区鶴舞町65番地	令和 7年	
済団					石 百 至 川 昭 和 兦 鶴 舞 門 03 番 地	5 月 28 日	

## 2 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介	護	機	関	名	所 在	法	再開年月
) ) l	吃	17交	(天)	<i>1</i> 1	12.	ഥ	日
介護	きショ	ップ名	大病	烷共	名古屋市昭和区鶴舞町65番地	令和 7年	
済団	]				石百座川町州凸鰕舞町00番地	5月28日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課